

2023年9月12日

各 位

J A日立市多賀

令和5年台風第13号に伴う災害により被害にあわれた
皆さまに対するJ Aバンクにおける相談対応等について（お知らせ）

令和5年台風第13号に伴い被害を受けられた被災者の皆さまに対しまして、心より
お見舞い申し上げます。

被災者の皆さまに対しまして、J Aバンク茨城では以下のとおりご対応させていただきますのでお知らせいたします。

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、ご本人さまを確認させていただいた上で、お支払について柔軟な対応を行ってまいりますのでご相談ください。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応じさせていただきますのでご相談ください。
3. ご事情により、定期預金等の期限前払戻しについても応じさせていただきますのでご相談ください。
また、これを担保とするお借入れにつきましても適宜ご相談ください。
4. 今回の災害のため支払期日が経過した手形の取立について、ご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。

5. 今回の災害のため支払いができない手形・小切手の不渡報告への掲載及び取引停止処分、また、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等についてもご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。

6. 損傷した日本銀行券や貨幣の引換えに応じさせていただきます。

7. 災害の状況、応急資金の需要等に応じて、融資手続きの簡便化および迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の融資条件の変更等、災害により被害にあわれたお客さまからの融資や返済に関するご相談に、きめ細かい対応を行ってまいりますのでご相談ください。

8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に関してもご相談に応じさせていただきます。

※詳しくは、JA窓口までお問合せください。